

# 清掃港湾・臨海部対策特別委員会傍聴記

平成20年(2008年)12月5日(金) 午前10時

当日議会資料より  
理事者・東京都・一組発言(要旨のみ)  
議員からの発言(おおまかな要旨のみ)  
赤字は傍聴者の感想等

なお、理事者や議員の言い回しは正確な記録ではないのでご了承下さい。

## 議 題

- (1) 19 陳情第45号の2  
「不燃ごみとして出されているプラスチックを清掃工場で焼却することについて」の陳情(継)
- (2) 19 陳情第85号の2  
「廃プラスチックの収集・焼却」に関する陳情(継)

### (1)(2)一括審議

清掃リサイクル課:容器包装プラスチックの資源化とサーマルリサイクルを平成21年3月から実施するという状況から変化なし。

○議員:区民への周知状況とリサイクル推進ボランティアの応募状況については?

清掃リサイクル課:12/5現在、リサイクル推進ボランティアは37人の応募、他に+20人可能性あり。当初予定の50人は達成できそう。区内1,200町会・自治会のうち、66町会・自治会から説明会開催の申し込みあり。来年以降もっと申し込みが増える予測。

○議員:申し込みを待っているだけでなく、もっと積極的に働きかけを。

T議員:容リプラの運送コスト3億円ということであったが、試算の変化は?

清掃リサイクル課:今後の予算化に向けて努力していく?

継続審議となった。

## 報告事項

- (1) 臨海副都心青海地区地区計画の都市計画変更について  
(東京都港湾局から説明)

### 青海2区域P街区の追加による地区整備計画の変更について 青海2区域P街区プロジェクト(案)

事業者 : 青海P特定目的会社

コンセプト : 本計画は、業務・商業・文化の3機能で構成される複合施設として、「東京コンテンツファクトリー」を開発コンセプトに掲げています。

映画やアニメ、ゲーム、音楽、デザイン等に加えて、金融やビジネス、生活関連などを含むありとあらゆる創造的な情報をコンテンツととらえています。

本計画では、都市型産業であるコンテンツビジネスを集積させた「オフィス」と、世界中を魅了するコンテンツを内包した大都市・東京を紹介する「都市ミュージアム」を設けます。

これらにより、文化面・ビジネス面のあらゆるコンテンツを生み出し、加工し、発信しつづける情報加工工場(東京コンテンツファクトリー)を創出し、国内外から集う多くの人々で賑わう交流拠点となることを目指す計画としております。

施設の特徴 : 省略

施設の概要 :

敷地面積	約20,000㎡
建築面積	約14,000㎡
階数	地下1階、地上14階、塔屋1階(駐車場棟:地下1階、地上3階、塔屋1階)
容積対象床面積	約100,000㎡
延べ面積	約123,000㎡
駐車台数	約421台

東京都港湾局:主体事業者は森ビル、H21年10月着工、H24年2月竣工予定

S議員:就業人口、土地売却、長期借り受けについて

東京都港湾局:就業人口事業者からまだ報告なし。土地売却は721億円、用地は221億円、土地単価は110万円/㎡

いつものことではあるが、共産党議員から臨海副都心まちづくりの基本的なことや、環境配慮面での様々な質問が出るや、他の与党議員からがやがやプーイングである。また、こここのところの世界的な経済状況の急変など、全く自分たちには関係ないかのごとの東京都説明にも不安は残る。パブルがはじけて当初の臨海副都心計画が頓挫したことなど、もう忘れ去られた過去のことなのである。

## (2) 「(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画」に関する環境配慮書の概要について (東京都港湾局から説明)

### 「(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画」に関する環境配慮書の概要

#### 1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名称:東京都

代表者:東京都知事 石原 慎太郎

所在地:東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

#### 2. 対象計画の案の名称及び種類

名称:(仮称)東京港臨港道路南北線建設計画

種類:道路の新設(約2.5km~約4.2km)

#### 3. 対象計画の案の内容の概略

本計画は、10号地その1埋立地又は10号地その2埋立地を起点とし、中央防波堤内側埋立地又は中央防波堤外側埋立地を終点とする区間において、往復4車線の臨港道路<sup>1</sup>(以下「計画道路」という。)を整備するものである。

本環境配慮書における複数の対象計画案は、計画道路の配置及び構造等の基本的な事項を定める前の早い段階から環境保全について適正な配慮を行うため、「東京都環境影響評価条例」(昭和55年10月東京都条例第96号)第11条の規定に基づき策定した。

なお、起終点は、中央防波堤内側埋立地の北側に近接して存在する3つの埋立地のうち既に第二航路海底トンネルで結ばれている13号地を除いた前記2つの埋立地を起点として選定できること及び起終点間に海域があるため構造を橋梁かトンネルの2つを選択できることから設定した。



[A案] トンネル 約2.5Km 起点10号地その2埋立地~終点中央防波堤内側埋立地

[B案] 橋梁 約3.5Km 起点10号地その2埋立地~終点中央防波堤外側埋立地

[C案] トンネル 約3.5Km 起点10号地その1埋立地~終点中央防波堤内側埋立地

[D案] 橋梁 約4.2Km 起点10号地その1埋立地~終点中央防波堤外側埋立地

詳細は環境局HP [http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/assess/pdf/274\\_kan.pdf](http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/assess/pdf/274_kan.pdf)

大半の議員は、計画段階環境アセスメントを理解されていないので、多くの議員からA案の支持、B・C・D案への苦言がでた。それももっとも本当にとってつけたようなB・C・D案、ただ複数案の検討を行ったという既成事実の策定。(計画段階ではそれぞれの環境面での比較など具体的にはない)

東京港の取扱量の増大に伴う輸送手段増強は当然として、早急に進めるべしの推進発言が多数をしめた。その中で、共産党議員からは、東京港第7次改訂港湾計画の基本方針物流改革で、陸上輸送におけるボトルネック解消、輸送効率の向上施策などの意見や質問をすると、またもや与党議員から激しいプーイングである。つい先日、『国土交通省も交通量減少予測「必要な道路」を精査したい』のニュースが流れたところである。もう、あのプーイングを聞いていて区民としてははずかしい。

### (3) 中防灰溶融施設の定期補修工事の延期について (東京二十三区清掃一部事務組合から説明)

#### 中防灰溶融施設の定期補修工事の延期について(報告)

ごみの中間処理施設では、年1回施設を停止して、設備の法定点検、機器類の点検・調整及び消耗部品の交換等を行う定期補修工事を実施している。

中防灰溶融施設の定期補修工事を行うために、三菱重工環境エンジニアリング(株)に見積書を提出させたところ、予定価格と折り合わず契約不調となった。これに伴い、当面定期点検補修工事の施工を延期することとする。

#### 1 定期補修工事計画概要

- (1) 件名 中防灰溶融施設溶融炉補修工事
- (2) 予定後期 契約確定の日から平成21年3月25日まで
- (3) 工事概要 灰前処理設備補修、灰溶融炉設備補修、他

#### 2 今後の対応

##### (1) 溶融処理

溶融炉の耐火物の現状から、あと3～6月程度は操業可能であると判断されることから、操業については当面継続していくこととする。

なお、平成21年1月中旬から2月にかけて法定点検を実施する予定としている。

##### (2) 定期補修工事

工事の施工者、実施方法等の検討を進め、平成21年度の出来るだけ早い時期に定期補修工事を行い、その後の安全な操業を確保する。

H議員: あれだけ事故や故障で迷惑をかけている施設で、価格が折り合わないとは～保証期間はどうなっているのか? 予定価格との開きはどれくらいだったのか?

M議員: 公共事業を行う民間事業者としての責任追及は、契約内容は対等なのか?

S議員: メーカー任せにならないように、一組でも補修などのノウハウ、技術者の養成が必要なのではないか。メーカーの強気、傲慢さはどこからきているのか?

「これだけ迷惑をかけているメーカーなのだから、補修は無料にさせるべき」とか「そうはいつでも、そんなに突っぱねても大丈夫なの」という意見も一部であったが～

一組: 三菱重工環境エンジニアリング(株)との特命随意契約であるが、1.6倍の価格差があった。補修は各メーカー独自の技術におうところがあるが、今、他でも検討を進めている。

一組: 建設した後の工事は特命随意契約で行っているが、不調は今回が初めてである。重工を含めて様々な対応をしているところ。

一組: 平成18年12月竣工で平成19年の故障(鉛・水銀)に関する改修工事費は、すべて重工に負担させている。

一組: 瑕疵担保責任の期間は、稼働は1年? 耐火物は2年、建設部分、炉の部分とそれぞれ分かれている。

一組: 工事費の積算については、23区共通の積算基準を守ってやっている。まとまらなかったら? 必ずまとめるように全力を尽くす。

一組: 通常の前処理や水処理部分の補修は一組でも可能。メーカー独自の技術として炉本体の耐火物の築炉? がある。(レンガを積むことかな?) 他メーカーにも相談してみたが、築炉の部分は特許にはならないが独自のノウハウで異なるということのようだ。

いやはや驚いた!! こんなこともあるのだ。一般の競争入札なら不調も度々耳にするが～多少の開きはあっても、これまではいろんな交渉でうまくまとめてきたということなのだろう。ところが、今回は、この中防灰溶融施設での改修工事、調査にかかった費用は当然すべてメーカー負担だし、重工の負担額、賠償額はすでにかかなりの額が想定される。そのほかに、運転管理費について、メーカーは難色を示したが度重なる交渉の結果、操業を停止している間の委託費を年間4億円のうち7千万円を減額させているので、その分を取り戻そうとしたのだろうか?

佐賀県みやき町のごみ処理施設が住友金属工業との業務委託契約の延長を巡って、値上げに応じなければメーカーが撤退するという騒ぎがあったが...メーカーの言いなりに成らざるを得ない状況だけは避けてほしい。納得のいく交渉を進めて、それを隠さずに公表していただきたい。

#### (4) 新江東清掃工場廃プラスチック混合可燃ごみの焼却実証確認実施報告について (東京二十三区清掃一部事務組合から説明)

#### 新江東清掃工場廃プラスチック混合可燃ごみの焼却実証確認実施報告(第2回目) (平成20年6・7月実施)

##### 2. 実施清掃工場及び焼却対象ごみ

実施清掃工場:新江東清掃工場(焼却能力:1,800t / 日)

焼却対象ごみ: 江東区、中央区、文京区、台東区、荒川区及び江戸川区の廃プラ混合可燃ごみ

搬入量(平成20年4月～7月平均) 約 1,408.6t/週

ごみ収集地域 江東区モデル地域 約20,000世帯

中央区区内全域 約61,900世帯

文京区モデル地域 約13,500世帯

台東区モデル地域 約16,900世帯

荒川区区内全域 約91,100世帯

江戸川区区内全域 約299,300世帯

##### 5. 確認結果概要

**測定項目** 排ガス(煙突)、排水、焼却灰、飛灰、汚水処理汚泥等の測定結果はすべて法規制値及び協定値を下まわった。測定値は、実施前と同程度であり、廃プラ混合可燃ごみを焼却した影響は見られなかった。また、各測定値は、平成17年度全工場測定値から判断して通常の焼却による出現範囲であった。周辺大気環境調査、運転データも同様、すべて法規制値及び協定値を下まわった。廃プラ混合可燃ごみを焼却した影響は見られなかったというもの。

##### ごみ性状調査

・バンカごみ(実際に焼却するごみ)に占める廃プラスチック(皮革、ゴム類含む)の割合は、10.48%

・廃プラスチック混合可燃ごみに占める廃プラスチック(皮革、ゴム類含む)の割合は、19.93%

##### 清掃工場におけるダイオキシン類の定期測定回数

平成19年度は測定回数年2回であったが、平成20年度、21年度は年4回とする。

○議員: 実施要項に想定している「廃プラスチック6%～10%程度に増加」と見込んでいるのはどの割合のことか。排ガス測定の26項目中、定期測定でしていない項目は?リサイクルしていない区の動向は?一組としてリサイクルの推進の働きかけをすべきでは。

一組: バンカごみ(実際に焼却するごみ)に占める廃プラスチックの割合が6～10%という見込み。各区が容り法でリサイクルすることを前提で10%程度と見込んでいる。ひ素は定期測定の項目にない。10月現在リサイクルしないとしている区は文京区、渋谷区。台東区は一部実施。荒川区は検討中。

H議長: すべての項目で基準以下ということであるが、いろいろな考えの人もいるなかで、行政不信を解消できる信頼・安心できる検査結果とするために、不定期(抜き打ちで)で実施するとより説得力があるのでは。検査日が事前にわかっていると、温度調整や細工が出来るのでは?

一組: 何らかの操作をすると、運転管理は日報とつきあわせ出来るので心配ない。実証確認の検査は装置や事前準備が必要、23区の各清掃工場での実施で試験機関のスケジュール調整が必要。大気汚染防止法の塩化水素、窒素ガス、ばいじん等は連続測定を行っている。ダイオキシン類も江東区長の要望で年4回実施する。

簡単な説明であった。議長の要求はなかなかよかった!!一応実証確認項目はすべて基準値内に収まっているが、やはり重金属の動向に注目したい。灰溶融炉併設清掃工場の実証確認は、溶融スラグ等のデータも一緒に公表しているが、中防の灰溶融施設の溶融スラグについては単独ということどこでも取り上げられることがない。せめて、新江東清掃工場の実証確認データに併記して公開してほしいのだが～

#### (5) 南部地域における病院の整備について

##### 病院整備の考え方

(1) 臨海部をはじめとする本区南部地域には、適当な区有地を所有していないことから、東京都に土地提供の要望を提出

(2) 東京都から用地を取得の上、事業者を誘致

(3) 都市計画手続きを経た後に、事業者によって整備し開設

**整備予定地:** 豊洲地区「文化・レクリエーション等拠点」予定地内 1.5ヘクタール

**病院の規模及び内容など:** 今後、庁内で検討に入り、年内に「(仮称)南部地域における病院整備の基本方針」を策定し、明らかにする。